

神戸市では、平成23年3月に策定した「都市計画道路整備方針」に基づき、都市計画道路の計画内容の見直しに取り組んでいます。平成23年12月に変更素案を公表し、都市計画ミニニュース「都市計画道路の変更素案について」を各戸配布するとともに、説明会・相談所・意見募集等を行いました。

みなさんからいただいたご意見をふまえ、平成24年度から、都市計画変更案がまとまった路線について、変更または廃止の都市計画決定を行いました。このたび、新たに都市計画変更案がまとまりました路線について、下記のとおり縦覧を行います。これらの路線については、都市計画変更案の縦覧の後、都市計画審議会の議を経て、平成27年春頃に都市計画決定する予定です。

都市計画変更案の縦覧について

- (1) 縦覧期間：平成27年1月6日(火)～1月20日(火)
(午前8時45分～午後5時30分 土曜・日曜・祝日を除く)
- (2) 縦覧場所：神戸市住宅都市局計画部計画課(市役所2号館4階)
電話 078-322-5478(直通)

※ホームページでも計画書と説明図を閲覧できます。

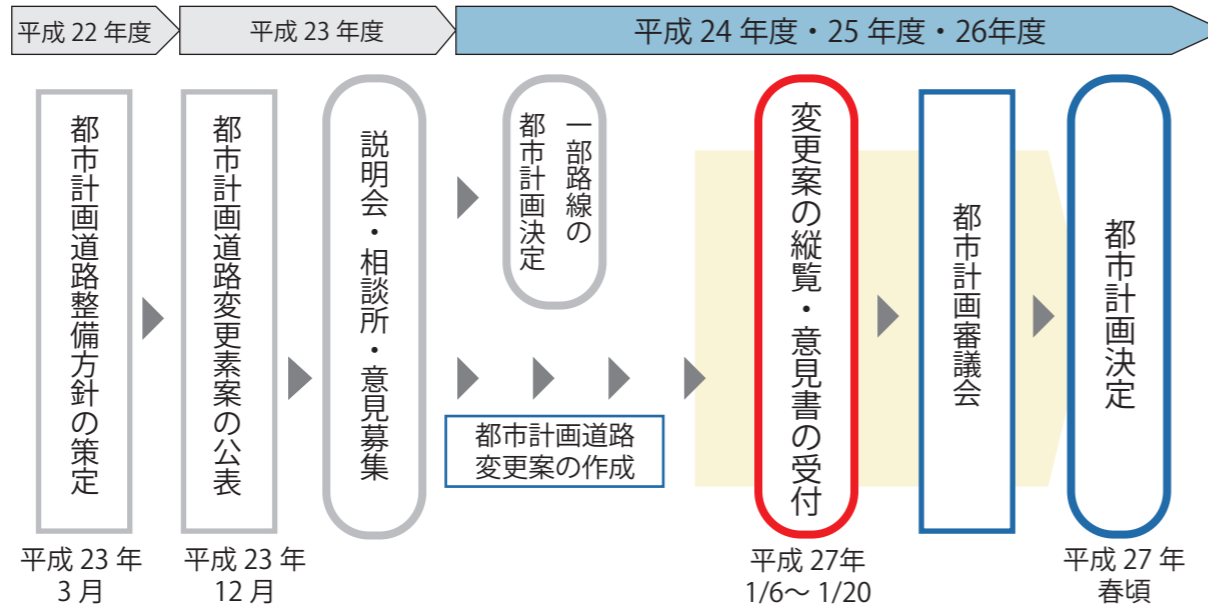
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/urban/plan/index.html>

意見書の提出

ご意見のある方は、上記の縦覧期間中に次のいずれかの方法により、提出してください。
※書式については自由ですが、必ず、提出者の住所、氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)、電話番号を記載してください。

- (1) 郵送 〒650-8570(住所記載不要) 神戸市住宅都市局計画部計画課あて
(平成27年1月20日(火)の消印有効)
- (2) ファックス 078-322-6095 住宅都市局計画部計画課あて
- (3) 電子メール tokei_keikaku_iken@office.city.kobe.lg.jp
- (4) 持参 住宅都市局計画部計画課(市役所2号館4階)
(平日の午前8時45分～12時、午後1時～5時30分)

スケジュール



都市計画道路整備方針

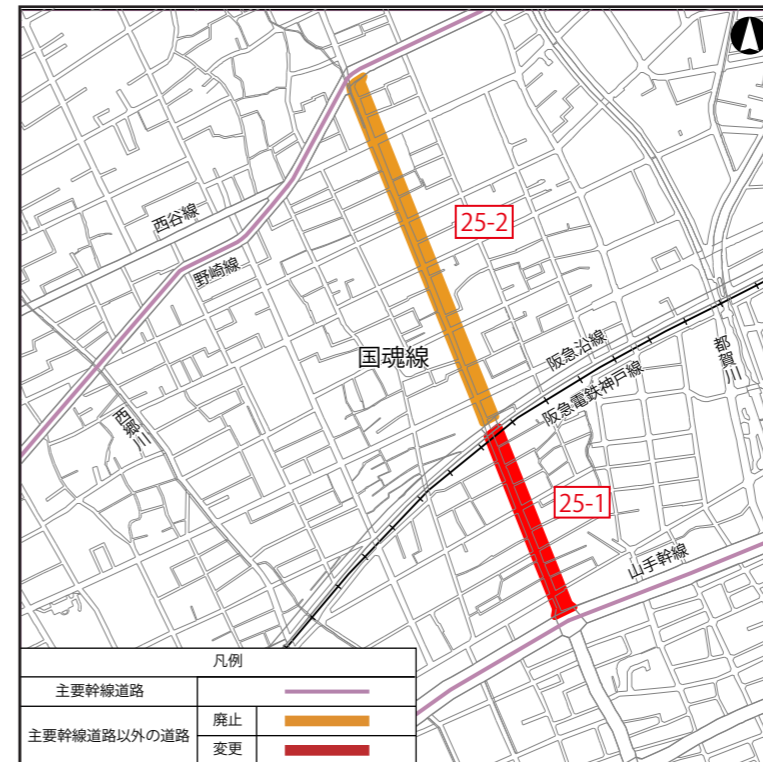
「都市計画道路整備方針」では、都市計画道路の事業中と未着手の区間を見直しの対象とし、神戸の骨格を担う「主要幹線道路」と「主要幹線道路以外の道路(生活幹線道路)」に分けてそれぞれの進め方を決めました。

「主要幹線道路以外の道路」は、地域との協働と参画により、地域の課題を整理・共有し、改善に必要な方策を検討するため、都市計画を一旦廃止します。ただし、道路の計画について地域との話し合いを進めている路線については、地域との合意形成がはかられた場合に、都市計画の変更を行うこととしています。

変更の内容

変更内容は、下表とあわせて裏面の図面をご覧ください。

路線名	区間番号	区間	現計画幅員(代表幅員)	道路の分類	変更概要
国魂線	25-1	水道筋2丁目(山手幹線)～中原通2丁目(阪急沿線)	18m(18m)	主要幹線道路以外	・幅員の変更(18m→8m) ・車線数の変更(2車線→車線数なし) ・名称の変更(灘中央筋線)
国魂線	25-2	福住通2丁目(阪急沿線)～国玉通2丁目(野崎線)	18m(18m)	主要幹線道路以外	当該区間の廃止

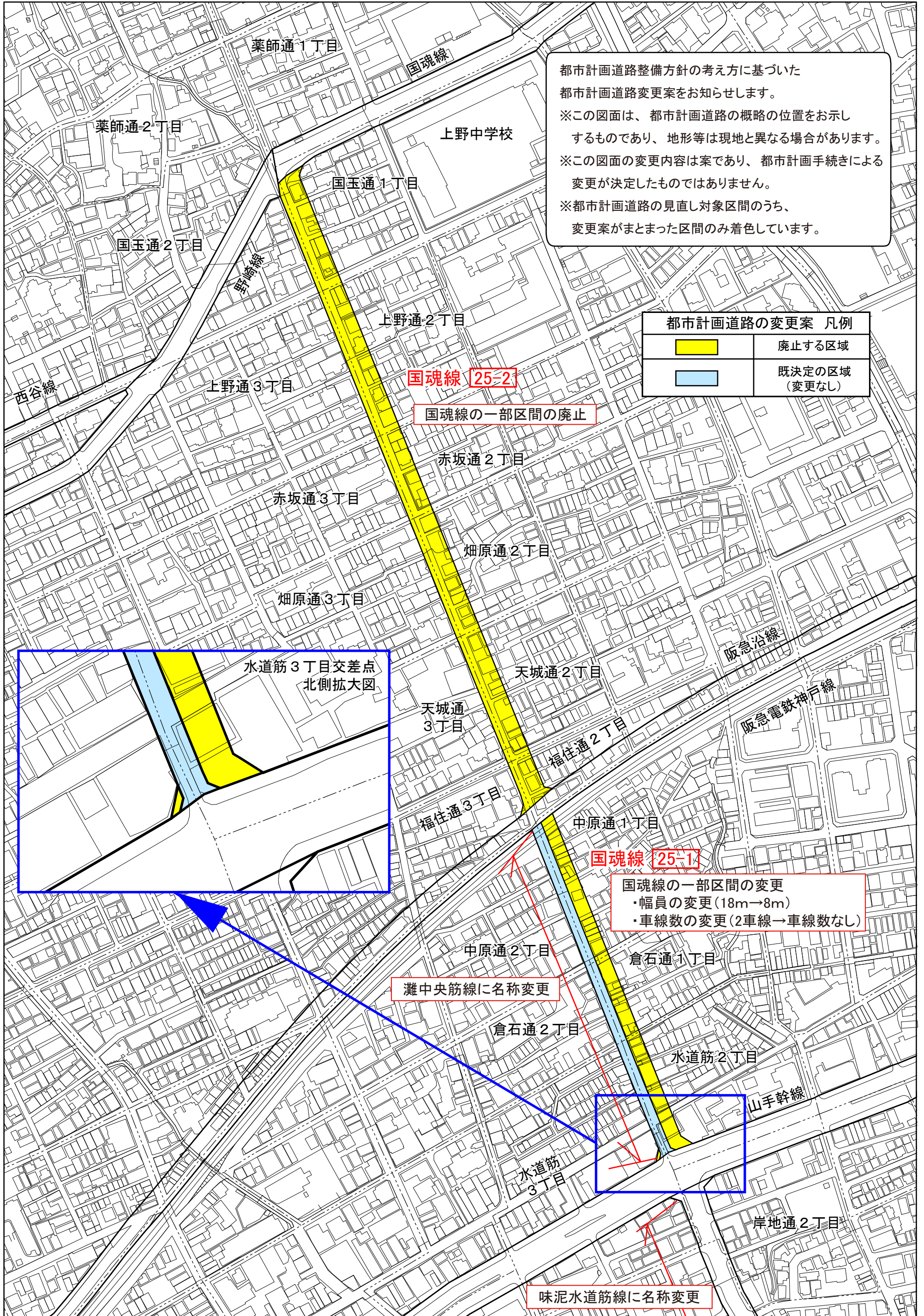


- ※他の路線(区間)の変更案やその他の資料につきましては、ホームページよりご覧いただけます。
- ・他の路線の変更案(平成26年12月公表)
http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/minaoshi/tokeidou_h26_12.html
- ・「都市計画道路の見直し」(随時更新)
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/minaoshi/tokeidou.html>
- ・「都市計画道路整備方針」(平成23年3月策定)
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/toshimp/douro.pdf>

問い合わせ先

神戸市住宅都市局計画部計画課計画係
(市役所2号館4階)
 電話 : 078-322-5481
 ファックス : 078-322-6095

都市計画道路〔国魂線(25-1、2)〕の変更案



都市計画道路整備方針の考え方に基づいた都市計画道路変更案をお知らせします。
 ※この図面は、都市計画道路の概略の位置をお示しするものであり、地形等は現地と異なる場合があります。
 ※この図面の変更内容は案であり、都市計画手続きによる変更が決定したものではありません。
 ※都市計画道路の見直し対象区間のうち、変更案がまとまった区間のみ着色しています。

都市計画道路の変更案 凡例	
	廃止する区域
	既決定の区域 (変更なし)

国魂線 [25-2]

国魂線の一部区間の廃止

国魂線 [25-1]

国魂線の一部区間の変更
 ・幅員の変更 (18m→8m)
 ・車線数の変更 (2車線→車線数なし)

灘中央筋線に名称変更

味泥水道筋線に名称変更

